

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223 - 0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223 - 1892
町民会館	☎ 223 - 0731	芦屋東公民館	☎ 222 - 1981
芦屋中央病院	☎ 222 - 2931	総合体育館	☎ 222 - 0181
中央公民館	☎ 222 - 1681	芦屋釜の里	☎ 223 - 5881
図書館	☎ 223 - 3677	芦屋歴史の里	☎ 222 - 2555

たんぽぽコーナー

対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221 - 2567)



4月の日曜開館日 12日・26日

♡ぽんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 4月6日(日)・午前11時～11時30分

♡今日からお友だち (15組限定)

▷とき 4月7日(月)・午前10時～11時

※3月24日(日)から予約開始

♡きりんパーク

▷とき 4月22日(日)・午前9時～正午

※センター内のホールで体を動かして遊べます。

♡吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム

▷とき 4月17日(土)・午前11時～11時30分

♡育児相談

【離乳食の日】(5組限定)

管理栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 4月14日(金)・午前10時～11時

※3月31日(日)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・管理栄養士による相談

4月の相談は行っていませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

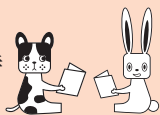
※次回は、5月18日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 4月15日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※絵本やおもちゃを用意して待っています。



健康・子育て

ゲンキはつらつ サポーター教室

自分自身の運動を

行いながら、ストレッチ

や体操などを学び、

自治区公民館体操や

地域交流サロンなどの運営・手助けを行う「サポーター」を養成する教室です。

他の地区の人とも交流できて、楽しく運動できます。参加してみませんか。



▽とき (前期) 5月15日、29日、6月12日、26日、7月10日、24日、8月7日、28日(全8回・いずれも(土)・午前10時～11時30分(後期)9月～令和9年2月(全6回)の予定です。日程は、決まり次第、参加者へお知らせします。

▽ところ 中央公民館2階

▽内容 ストレッチ・筋力アップ

体操、※コグニサイズなどの実技、高齢者の体や認知症、介護予防などの学習

※コグニサイズとは、運動や計算、しりとりなどを組み合わせた、認知

りとりなどを組み合わせた、認知

りとりなどを組み合わせた、認知

りとりなどを組み合わせた、認知

症予防を目的とした取り組みです。

▽対象 おおむね65歳以上の町民

▽定員 20人

▽参加費 無料

▽参加特典 前期8回中5回以上参加した人へサポーターポロシヤツをプレゼント

※令和7年度に配布した人は対象外

▽持つてくるもの タオル、水分補給の飲み物、筆記用具、動きやすい服装と靴(スニーカーなど)

▽申し込み 5月8日(土)までに、高齢者支援係(☎223・3536)へ

みんなで元気になろうや！講座 スロートレーニング

みんなで元気になろうや！講座は月に1回、全5回コースの講座です。第1回は運動不足の解消や筋力アップに、家でできるスロートレーニング（簡単な運動）を行います。健康のことをみんなで学びましょう。

▽とき 4月28日(木)・午前10時～正午（9時45分から受け付け）

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、タオル、水分補給の飲み物、動きやすい服装

▽申し込み 4月21日(木)までに、二次元コードから。または健康づくり係(☎223・3533)へ



申し込みフォーム

相談・募集

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎4月2日(木) 橋本求相談員

◎4月16日(木) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223・3203）

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

無料法律相談

▽とき 4月21日(木)・午後1時30分～4時30分（時間指定不可）

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(組)（事前申し込み先着順）

▽相談時間 1人(組)約30分

※申し込みは、一つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類（写しでも可）を持参してください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件についての反

論は受け付けていません。



▽申し込み 4月1日(木)から庶務係(☎223・3572)へ

いきいき昼食会に参加する団体を募集します

自治区公民館などで、いきいき昼食会を行う団体を募集します。



高年齢難聴と栄養バランスのとれた食事のことを学び、健康寿命を延ばすため、言語聴覚士と管理栄養士が最新の情報を届けます。また、当日は試食品の提供があります。

※試食品（芦屋町食生活改善推進会による調理）は弁当として提供します。

▽とき ①6月下旬または②10月～3月の平日（国を除く）で、団体が希望する日の午前10時～11時10分（9時30分から受け付け）※詳しい日程は申し込み受け付け後に調整します。

▽ところ 自治区公民館など

▽対象 65歳以上の人がいる団体（地域交流サロンや老人クラブなど、10人以上の団体）

▽定員 ①1団体②5団体

※先着順（応募多数の場合は、近年実施していない団体を優先）

▽参加費 1人350円(当日持参)

▽申し込み

①4月10日(金)②6月26日(金)までに高齢者支援係(☎223・3536)へ

自治区公民館体操を新規に行う地区を募集します

町では、自治区の皆さんが集まって体操をする「自治区公民館体操」事業を行っています。令和8年度から新規に自治区公民館体操を行う地区を募集します。



いつまでも家庭で元気に生活できるように、自宅でもできる体操を地域の皆さんと一緒に学んでみませんか。

▽募集 2地区（先着順）※複数の地区の合同でも可能です。

▽費用 無料

▽指導者 健康運動実践指導者

▽条件 ①10人程度参加できること

②公民館、いすなどの会場や備品が確保できること

▽申し込み 自治区長に相談のうえ、4月24日(金)までに高齢者支援係(☎223・3536)へ



助成制度

生ごみ処理容器などの
購入補助を行います

4月1日困からの補助金額などは次のとおりです。

	価格				
	発酵促進剤 (豊穰元)	生ごみ処理 容器	ダンボール のみ	基材のみ	ダンボール +基材
購入価格	1045円	9350円	352円	1430円	1782円
補助金額	520円	4670円	170円	710円	890円
自己負担額	525円	4680円	182円	720円	892円

○電動式生ごみ処理機購入補助金
処理機本体価格の2分の1に相
当する額(限度額2万円)

※電動式ごみ処理機以外は、環境
住宅課窓口で購入できます。

▽問い合わせ 環境・公園係 ☎
223・3538

芦屋町若年者専修学校等
技能習得資金貸与事業

若年者で職業に必要な技術や知識を習得する意欲があり、経済的な理由により専修学校などへの就学が困難な人に対し、技能習得資金の貸与(無利子)を行っています。ただし、職業に必要な技術・技能を目的とした学科に限ります。

▽対象者 ①④全てに当てはまる人
①町内に住んでいる人

②令和7年度に中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を卒業した人(中等教育学校の前期課程を修了した人を含む)または、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を退学した人
③ほかの奨学金を受けていない人
④過去に技能習得資金を受けていない人

▽貸与要件 ①④のいずれかに当てはまる人

①生活保護を受けている世帯
②市町村民税が非課税の世帯
③市町村民税が減免されている世帯
④世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯

▽連帯保証人 1人
※芦屋町に居住し(住民登録あり)、

生計独立している成年人

※申請者が未成年の場合は、親権者または後見人

▽貸与の金額

①修学資金(月額)

専門課程 5万3000円、

その他の課程 3万円

②入学支度金 10万円

▽返還 貸与利息は無利子で、貸付期間は在学期間、卒業6カ月後から在学期間の3倍の期間内に月賦、半年賦、年賦などにより返還

▽申込期限 4月24日(金)

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 ☎223・3530

※対象校、学科は事前に問い合わせてください。

住宅用太陽光発電システム
設置費補助

地球温暖化対策の一環として、

町内の自ら居住する

住宅に住宅用太陽光

発電システム(以下、

システム)を設置し

た個人または、あら

かじめシステムが設

置された住宅を自ら居住する目的

で購入した個人を対象に、設置費用の一部を補助します。

▽交付額 システムの公称最大出力値1キロワットあたり2万円



(上限8万円)

※補助予定件数は10件、先着順

※電力会社との余剰電力の受給契約締結から1年以内であることが条件です。

※過去にこの補助金の交付を受けた人は対象となりません。

▽問い合わせ 環境・公園係 ☎
223・3538

通学費の負担を軽減
小中学生・高校生等通学費補助

町内に居住する小中学生や高校生などが公共交通機関(以下、公共交通)を利用して通学する場合に、定期券額の半額を補助します。また、高校生などで公共交通を利用しない場合でも2万円を補助します。



▽対象

【小中学生】

●町内の学校に所属し、学校長の許可を得て、バスで通学する児童生徒の保護者

●町外の学校に所属し、公共交通(バス・JRなど)で通学する児童生徒の保護者

▽申請期間 定期券使用期限終了から3カ月以内

【高校生など】

▽申請期間 定期券使用期限終了から3カ月以内

みんなのねんきん

■令和8年度の国民年金保険料額が決まりました

国民年金保険料額は、賃金や物価の変動をふまえて毎年決定しています。8年度の保険料額は、月額1万7920円に決まりました。

■学生の皆さん、学生納付特例制度を知っていますか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。8年度の制度を利用するには、申請が必要です。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請することができます。

▷対象 大学、短期大学、専修学校などに在学する学生などで、本人の前年所得が基準額以下である人

▷手続きに必要なもの 学生証の写しまたは在学証明書（20歳以降の証明日）の原本

※学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

※7年度に承認を受けている人で、8年度も引続き在学予定の人には、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。在学している学校に変更がない人は、このはがきに必要事項を記入して投かんすることで、8年度の申請ができます（この場合、学生証の写しまたは在学証明書の原本の添付は不要です）。

▷問い合わせ 保険年金係（☎223-3532）

- ①半額補助
 - ▽対象 高校生などで、公共交通（バス・JRなど）を利用して通学する生徒の保護者
 - ▽申請期間 定期券使用期限終了から3カ月以内
- ②2万円補助
 - ▽対象 高校生などで、年度中に一度も①の申請を行っていない生徒の保護者
 - ▽申請期間 令和9年1月4日～2月28日
- 【共通項目】
 - ▽問い合わせ 学校教育係（☎222-0181）

令和7年6月より行っている芦屋町総合運動公園中央グラウンド

中央グラウンドの改修工事が完了します

お知らせ



町ホームページ（小中学生申請）



町ホームページ（高校生申請）

23・3547）※申請書類や申請方法などの詳細は、町ホームページを見てください。

の改修工事が完了します。きれいになったグラウンドでな屋外スポーツを楽しんでみませんか。

- ▽利用開始時期 4月1日頃から
- ▽主な整備内容 グラウンド土壌改良、手洗い場や観客スペースなどの改修
- ▽その他 開場時間や使用料などは、町ホームページを見てください。



町ホームページ

▽問い合わせ 社会教育係（☎223・3546）、総合体育館（☎222・0181）

広告

個別+通い放題の塾 月額定額制

「AIシステム学習による繰り返し学習」+「自立学習」により、1人ひとりに合ったプログラム学習で、わかるまで個別指導をします。

高校生、中学生、小学生の2週間の無料体験予約をお待ちしております。

小中高5教科/受験 英検・文字検/通信制サポート校

松陰塾 遠賀川駅前校

〒811-4307 遠賀町遠賀川1丁目6-5 PIPIT2階
☎093-863-2905/受付時間 平日10:00~21:00

校舎HPはこちら 校舎インスタはこちら

女性行政書士と一緒に考える **終活と遺言の気になる話** 無料セミナー 予約不要

ぜひ、ご参加ください! 場所: 芦屋町町民会館 3階会議室 (芦屋町中ノ浜11-6)

第1回 **4月11日(土) 終活** 時間: 午前10時半~11時45分

第2回 **4月25日(土) 遺言相続**

- ・何からはじめたら?
- ・おひとり様の不安
- ・エンディングノートを書いてみよう!
- ・遺言書って必要なの?
- ・遺言書はラブレター?
- ・相続が争族にならないために...

講師: 渡部千津 芦小・芦中 (S61)卒 実家はみどりや

行政書士わたべ事務所 ☎070-8492-4560 芦屋町正門町1-4

広告



お知らせ

「防災メール・まもるくん」のサービス終了

3G回線サービスが終了することに伴い、3月31日をもって、災害時の情報などをお知らせするメール配信サービス「防災メール・まもるくん」のサービスが終了します。

なお、代替サービスとして、気象や避難情報などが容易に入手できる防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」が利用できますので、災害時に備え、登録をお願いします。



ふくおか防災ナビ・まもるくん

こども誰でも通園制度が始まります

こども誰でも通園制度は、保育園や幼稚園などに通っていないこどももが通園できる事業です。こどもの集団での体験を通して成長を後押しするほか、保護者と、先生や地域との関わりから子育てのさまざま



まな悩みや楽しさを共有するきっかけづくりを支援します。

▽対象 0歳6カ月から満3歳未満の未就園児

▽利用可能時間 こども1人当たり月10時間まで

▽利用料金 1時間当たり300円（非課税世帯などの減免あり）※おやつなど実費負担あり

▽実施施設 緑ヶ丘保育園（☎223・1746）

▽利用開始 4月1日

※申請方法や制度

の詳しい内容は町のホームページを確認してください。



町ホームページ

▽問い合わせ 子育て支援係

（☎223・3537）

芦屋町食生活改善推進会主催講演会

脳卒中に早く気付くためのポイントや予防方法、最新の治療方法をわかりやすく話します。

▽とき 4月23日（木）午後1時～2時30分（午後0時30分から受け付け）

▽ところ 中央公民館21会議室

▽講師 波多野 武人先生（小倉記念病院 副院長兼脳神経外科 主任部長 芦屋町出身）

消費者ホットニュース



新生活スタート後に気を付けたい消費者トラブル！

<事例1>

赴任先の社宅扱いのマンションに今春から居住している。聞いたこともない電力会社の代理店を名乗る男性が訪問してきて「上の階から順に訪問している」「他の入居者も、電力会社の変更をしている」と言われた。勤務先の会社の意向なのかと思い、承諾し、契約書にサインした。その後、勤務先の会社は無関係であることが判明した。契約を取り消したい。（20歳代 男性）

<アドバイス>

- その場ですぐに契約せず、管理会社などに相談しましょう。
- 不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。

<事例2>

光回線を契約しているお客様宛へ案内しています」「お安いプランがあります」と電話があった。契約中の通信会社からの電話だと思っていたら別の通信会社だった。怪しいと思いあいまいな対応をしたが、勝手に契約されていないか心配になった。（20歳代 女性）

- 電話があった際には、勧誘してきた事業者の名前をしっかりと確認しましょう。
- 料金プランやサービス内容を書面でも確認しましょう。
- 契約をしても、書面を受け取った日から8日以内であれば、初期契約解除制度が利用できます。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口（環境住宅課内☎223・3543）

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。



【ジェット機】

- ▷とき 4月6日(月)・7日(火)・8日(水)の日没～午後9時ごろ (予備日=9日(木)・13日(月)・14日(火)・15日(水)・16日(木)・20日(月)・21日(火)・22日(水)・23日(木)・27日(月)・30日(木))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

- ▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(水)・(木)・(金)が予備日です。
▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室 (☎223-0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

- ▷とき 4月25日(土)、午前8時30分～正午
▷ところ 住民課窓口



マイナンバー休日窓口ホームページ

▷持ってくるもの

【申請】 申請書 (ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真 (ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード (持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード (持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

- ▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)



▽参加費 無料

▽申し込み 4月16日(木)までに健康づくり係 (☎223-3533)へ

4月は20歳未満飲酒防止 強調月間です

「お酒は二十歳になってから」

20歳未満の人の飲酒は法律で禁止されています。20歳未満の人がお酒を飲むと、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になりやすくなるおそれがあります。令和4年4月から民法の成年

年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

▽問い合わせ 博多税務署酒類指導官 (☎092-641-8131)

春の交通安全県民運動 4月6日(月)～15日(水)

一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底するために、県下一斉に交通安全運動を行います。一人一人が交通ルールや交通マナーを守るこの大切さを

理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

- 通学路・生活道路におけることもをはじめとする歩行者の安全確保
 - 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - 自転車・特定小型原動機付自転車 (交通ルールの理解・遵守の徹底)
 - 飲酒運転の撲滅
- 【自動車を利用しての皆さんへ】
9月1日から、生活道路の法定(最高)速度が引き下げられます。速度規制標識などが設置されています。

ない生活道路(主に地域住民の日常生活に利用される、中央線などがない道路)の法定(最高)速度は、一律30km/hとなります。

最高速度規制は、交通の安全と円滑化を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車運転者を守るために実施しているものです。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

▽問い合わせ 地域振興・交通係 (☎223-3539)



お知らせ

芦屋町卓球大会

- ▽とき 4月19日(日)・午前9時開会
- ▽ところ 総合体育館サブアリーナ
- ▽対象 町内に住んでいるか勤務している人、町内の卓球クラブに所属している人
- ▽種目 団体戦(ダブルス戦)
- ※組み合わせは卓球協会で行います。
- ▽参加費 無料
- ▽申し込み 4月10日(金)までに、芦屋町体育協会(☎222・0188)へ

歴史体験講座

「大珠(勾玉)づくり」

古代のアクセサリである大珠(勾玉)を作ってみませんか。



▽とき 4月29日(日)・午前10時～11時30分

▽ところ 芦屋町歴史民俗資料館 多目的室

▽対象 町内外の人

※小学2年生以下は保護者同伴

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 18歳以上3000円(入館料+資料代)、こども2000円(入館料+資料代)

芦屋町の町有地を売却します

◆価格公示方式により、応募先着順で下表のとおり売却します。

物件番号	所在地	地目	実測面積	公簿面積	売却価格	用途地域
1	芦屋町大字山鹿字正津ヶ浜 1298 番 39	宅地	222.73 m ²	222.73 m ²	444 万円	第一種低層住居専用地域
2	芦屋町幸町 1455 番 148	雑種地	239.05 m ²	239 m ²	557 万円	第一種住居地域
3	芦屋町大字山鹿 375 番 4 外 4 筆	①芦屋町大字山鹿字倉谷 375 番 4 山林 243.27 m ² ②芦屋町大字山鹿字倉谷 375 番 5 山林 80.07 m ² ③芦屋町大字山鹿字倉谷 358 番 4 雑種地 34.37 m ² ④芦屋町大字山鹿字倉谷 358 番 3 雑種地 1.99 m ² ⑤芦屋町大字山鹿字汐辛田 379 番 3 畑 0.73 m ² 実測面積合計 360.43 m ²	① 243 m ² ② 80 m ² ③ 34 m ² ④ 1.99 m ² ⑤ 0.73 m ² 公簿面積合計 359.72 m ²	757 万円	無指定地域	

●申し込み

随時受け付けています(午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日は除く)。

※物件ごとに原則、応募先着順で決定します。

※応募要領は、財政課窓口にあります。また、町のホームページからも確認できます。

●受付場所・問い合わせ

役場2階 財政課契約管財係(☎223-3576)



町ホームページ

▽申し込み 4月15日(金)～4月26日(日)・午前9時30分～午後5時に芦屋歴史の里(☎2222・2555)へ

中央公民館講座 「明治日本の模索」

「どんな国家を築くか」
廃藩置県を成し遂げた明治政府はそれからどのような国を築こうと模索したのでしょうか。

岩倉遣欧使節団による西洋視察、征韓論の沸騰、政変、内務省の設立まで、明治日本の軌跡をたどります。
▽とき 4月18日(土)・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 一坂 太郎さん(萩博物館 特別学芸員)

▽定員 70人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 3月26日(金)～午前9時～午後5時に電話(☎2222・

1681)または中央公民館窓口へ
※月曜日は休館です。

芦屋釜の里

呈茶料金改定のお知らせ

抹茶価格などの高騰により、4月1日(金)から芦屋釜の里の呈茶料を改定します。

▽呈茶料 18歳以上 600円、高

校生以下 400円(抹茶と菓子)
▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎223・5881)

訂正とお詫び

広報あしや2月号の芦屋歴史紀行に掲載した映画「トラ・トラ・トラ!」の撮影年に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。正しくは、次のとおりです。

●19ページ・芦屋歴史紀行

【誤】昭和42(1967)年

【正】昭和44(1969)年

▽問い合わせ 芦屋歴史の里(☎222・2555)

選べる出前講座 50種類以上

講座メニューの中から皆さんが聞きたい内容を選んでください。町職員が話をお届けします。

▷メニュー配布場所 役場2階企画政策課窓口、中央・芦屋東・山鹿公民館、町民会館

▷対象 原則として町内に在住、在勤する5人以上の団体やグループ

▷申し込み 開催日の20日前までに申込書をシティプロモーション係(☎223・3571)へ



差別をなくすために 第490号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

犯罪被害者の人権について考えてみましょう

犯罪被害は、被害者本人だけでなく、その家族の人生にも深刻な影響を及ぼします。事件そのものによる身体的・精神的苦痛に加え、その後も長く続く不安や恐怖、喪失感を抱えながら生活を送ることになります。こうした中で、犯罪被害者やその家族の人権、特に個人の尊厳やプライバシーが十分に守られていない現状が、社会的な課題となっています。

事件後、被害者の氏名や住所、家族構成、私生活などが本人の意思に反して公にされることがあります。また、「なぜ事件を防げなかったのか」「被害に遭う原因があったのではないか」といった心ない言葉や憶測が向けられることも少なくありません。これらは、被害者や家族を再び傷つける二次被害であり、個人の尊厳を深く損なう行為です。

さらに、犯罪被害による心理的影響は非常に大きく、強い恐怖体験から心理的外傷(トラウマ)を負うことがあります。中には、事件を思い出すフラッシュバック、不眠、過度な警戒心などの症状が続くPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症する場合があります。これらは外見からは分かりにくいので、周囲に理解されず、孤立感を深めてしまうことがあります。

犯罪の責任は加害者にあり、被害者や家族が非難される理由は決してありません。被害者などが安心して回復に向かうためには、静かに見守られる環境と、プライバシーが尊重される社会が不可欠です。興味本位で情報を詮索したり、インターネットやSNSで安易に拡散したりする行為は、被害者の回復を妨げるにつながります。

犯罪被害者やその家族が尊厳を保ち、安心して暮らせる社会は、誰にとっても生きやすい社会です。人権を自分自身の問題として考え、思いやりのある行動を広げていきましょう。

